

第2 公園計画の変更

1 変更理由

瀬戸内海六甲地域は、瀬戸内海国立公園の東部に位置し、六甲山系のうち東の譲葉山から六甲山、摩耶山を経て、西の再度山までの東西約20kmに及ぶ区域を有する。本地域は昭和31年5月1日に区域が指定された後、特別地域の指定、特別保護地区の指定、区域の変更を経て、昭和59年6月15日に公園区域及び公園計画の全般的な見直し（再検討）が実施されている。その後、平成5年7月19日に第1次点検、平成13年3月30日に第2次点検、平成22年2月9日に第3次点検が行われ、現在に至っている。

本地域は、阪神の大都市に近接し、各種利用施設や交通網が整備されてきたことから、古くから関西における保養・避暑の適地として、また都市住民の身近な野外レクリエーションの場として親しまれてきた。山上からの眺望や、バリエーション豊富な登山道は、本地域の大きな魅力となっている。

しかし近年、保養所の閉鎖、宿泊施設の休業、利用施設の老朽化などが課題となっており、地元自治体や民間事業者において、インバウンド対策も含めた六甲山の活性化への取り組みが進められているところである。大都市の近郊にありながら豊かな自然が保全されているという最大の特徴を活かし、歴史ある保養地、避暑地として六甲山らしい質の高いサービスの提供が行われるよう、特に利用の観点から公園計画の変更を行うことが必要となっている。

以上のことから、今回点検は、第3次点検以降における本地域を取り巻く情勢変化を踏まえ、六甲地域の魅力を最大限発揮させ、六甲山らしい公園利用を推進するため、必要な公園計画の変更を行うものである。具体的には、規制計画について、区域線の明確化を図るための変更、利用拠点としての機能が期待される地域の地種区分の変更を行い、事業計画について、集団施設地区の追加、利用の実態を踏まえた利用施設計画の整理を行う。

2 基本方針の変更内容

基本方針を次のとおり変更する。

(表 4：基本方針変更表)

変更後	変更前
<p><u>瀬戸内海国立公園は、わが国屈指の内海多島海景観に加えて、自然・人文の融和した特徴的な景観を有することから、昭和 9 年に備前瀬戸が我が国最初の国立公園の 1 つとして指定され、その後昭和 25 年及び昭和 31 年の区域拡張により、ほぼ現在の区域を形成するに至っている。</u></p> <p><u>昭和 31 年 5 月 1 日に区域編入された六甲地域は、瀬戸内海国立公園の東部に位置し、六甲山系のうち東の譲葉山から六甲山、摩耶山を経て、西の再度山までの東西約 20km に及ぶ山岳区域を有する。本地域は、阪神の大都市に近接し、古くから各種利用施設や交通網が整備されてきたことから、関西における保養・避暑の適地として、また都市住民の身近な野外レクリエーションの場として親しまれてきた。山上からの眺望や、バリエーション豊富な登山道は、本地域の大きな魅力となっている。また、かつては乱伐によって荒廃した山となっていたが、現在では植林事業などによって緑豊かな環境に回復し、都市近郊にあつては貴重なものとなっている。</u></p> <p><u>本地域の利用の形態としては、観光施設利用、風景（眺望）鑑賞、登山などが大部分を占めている。電車、バス、ケーブルカーなどの交通網が公園内外で整備されているため、これらを利用してアクセスする場合も多く、近隣の有馬温泉や神戸市街地の観光地との一体的な利用も見られる。</u></p> <p><u>これらにより、本地域については、「街とつながり人が集う賑わいの山「都市山・六甲」を目指し、大都市近郊の国立公園として、人の手によって育まれた緑豊かな自然を活かし、六甲山らしい上質な山遊びの空間</u></p>	<p>再検討時（昭和 59 年）の公園計画書に記載なし。</p>

とサービスを提供することで、地域の活性化に貢献するものとする。

以上の自然的・社会的状況を踏まえながら風致景観の保全を図るとともに、適切な利用を推進するため、以下の方針により公園計画を定めることとする。

(1) 規制計画

ア 保護規制計画

(ア) 特別地域

ア) 特別保護地区

自然林が残存している六甲山頂付近、再度山等を中心とした良好な自然景観を残している地域については、特別保護地区として、特に厳正に景観を保護する。

イ) 第1種特別地域

バッドランド地形が見られる蓬莱峡、ロックガーデンの他、特別保護地区に準じる良好な自然景観を形成している地域については、第1種特別地域として、現在の風致を極力保護する。

ウ) 第2種特別地域

六甲山地区や摩耶山地区、奥池地区など利用に供されている地域については、第2種特別地域として、現在の風致を維持する。

(2) 事業計画

ア 施設計画

(ア) 利用施設計画

ア) 集団施設地区

本地域の利用拠点となっており、利用施設が面的に整備されている六甲山地区、摩耶山地区については、風景（眺望）鑑賞、自然散策、野外レクリエーション、登山利用、保健休養等の多様なニーズに対応するため一体的な整備を図る必要があることから、集団施設地区とし、適切な整備方針等を定める。

イ) 単独施設

山上における風景（眺望）鑑賞や自然散策、野外レクリエーション利用の適切な推進を図るため、利用状況や整備効果を踏まえ、公園利用に必要な施設や既に公園利用に供されている施設を計画に位置づける。計画にあたっては、事業実施の可能性や風致景観の保全に配慮しながら、適切な種別の計画とする。

ウ) 道路（車道）

山麓の市街地から山上の集団施設地区や園地等の利用拠点への到達路線、興味地点をつなぐ路線等のうち、公園利用上必要な路線を位置づける。

エ) 道路（歩道）

登山道や歩道のうち、風景（自然景観・人文景観）・歴史・文化等の本地域の多彩な魅力を体感できる代表的な路線について、利用状況や整備効果を踏まえ、事業実施の可能性や風致景観の保全に配慮しながら、公園利用上必要な路線を位置づける。

オ) 運輸施設

山麓の市街地と山上を結ぶアクセスとして重要なケーブルカー、ロープウェイ、一般自動車道等を位置づける。

3 規制計画の変更内容

(1) 保護規制計画及び関連事項

保護規制計画等の一部を次のとおり変更する。

ア 特別地域

特別地域の区域の一部を、次のとおり変更する。

(表 5：特別地域変更表)

都道府県名	変更後		変更前	
	区域	面積 (ha)	区域	面積 (ha)
兵庫県	神戸市内	5,010	神戸市内	5,015
	国有林兵庫森林管理署 253 林班の全部	[国 815]	国有林兵庫森林管理署 253 林班の全部	(4,937)
	神戸市東灘区	[公 1,645]	神戸市東灘区	[国 816]
	本山町岡本、北畑、中野、森の各一部	[私 2,550]	本山町岡本、北畑、中野、森の各一部	[公 1,647]
	神戸市灘区		神戸市灘区	[私 2,552]
	摩耶山町の全部		摩耶山町の全部	
	岩屋の一部		岩屋の一部	
	上野の一部		上野の一部	
	大石長峰山の一部		大石長峰山の一部	
	五毛の一部		五毛の一部	
	篠原大月山、深谷山、小屋場山の各一部		篠原大月山、深谷山、小屋場山の各一部	
	水車新田の一部		水車新田の一部	
	高羽の一部		高羽の一部	
	畑原の一部		畑原の一部	
	原田の一部		原田の一部	
	六甲山町一ヶ谷、北六甲、シャクナゲ、中一里山、東山の内西谷、南六甲の全部並びに五介山、清水、西谷山の各一部		六甲山町一ヶ谷、北六甲、シャクナゲ、中一里山、東山の内西谷、南六甲の全部並びに五介山、清水、西谷山の各一部	

都道府県名	変更後		変更前	
	区域	面積 (ha)	区域	面積 (ha)
	神戸市兵庫区 平野町の一部 神戸市北区 有野町唐櫃の一部 有馬町の一部 山田町小部、上谷上、下谷上の各一部 神戸市中央区 神戸港地方の一部 葺合町の一部		神戸市兵庫区 平野町の一部 神戸市北区 有野町唐櫃の一部 有馬町の一部 山田町小部、上谷上、下谷上の各一部 神戸市中央区 神戸港地方の一部 葺合町の一部	
	西宮市内 兵庫森林管理署 257 林班の全部 西宮市 越水社家郷山の一部 塩瀬町生瀬の一部 山口町船坂の一部	1,054 〔国 21〕 〔公 350〕 〔私 683〕	西宮市内 兵庫森林管理署 257 林班の全部 西宮市 越水社家郷山の一部 塩瀬町生瀬の一部 山口町船坂の一部	1,054 (1,073) 〔国 21〕 〔公 350〕 〔私 683〕
	芦屋市 奥池町の全部 奥池南町の全部 奥山の一部	519 〔国 16〕 〔公 248〕 〔私 255〕	芦屋市 奥池町の全部 奥池南町の全部 奥山の一部	519 (508) 〔国 16〕 〔公 247〕 〔私 256〕
	宝塚市 伊子志字武庫山の一部 小林字西山の一部 蔵人の一部 ゆずり葉台の一部	271 〔国 0〕 〔公 11〕 〔私 260〕	宝塚市 伊子志字武庫山の一部 小林字西山の一部 蔵人の一部 ゆずり葉台の一部	271 (270) 〔国 0〕 〔公 11〕 〔私 260〕

都道府県名	変更後		変更前	
	区域	面積 (ha)	区域	面積 (ha)
			変更部分面積合計	△5 〔国 △1〕 〔公 △1〕 〔私 △3〕
			変更前特別地域面積	6,859 (6,788) 〔国 853〕 〔公 2,255〕 〔私 3,751〕
			変更後特別地域面積	6,854 〔国 852〕 〔公 2,254〕 〔私 3,748〕

注) 既存の公園区域の面積は、GISソフトを用いて再計算した数値であり、括弧内は変更前の公園計画書に記載された数値である。

(ア) 特別保護地区

特別保護地区の区域の一部を、次のとおり変更する。

(表 6：特別保護地区変更表)

番号	区分	内 容	名 称	変更部分の区域	変 更 理 由	面積 (ha)
1	削除	第 2 種特別地域へ 振替	摩耶山	兵庫県神戸市灘区 大石長峰山の一部	既に利用施設等が面的に整備され、今後も利用拠点としての機能が期待されるため、適切な利用の推進と快適な利用環境確保の観点から風致の保護水準に見合った地種区分に変更する。	△0 〔国 公 私 0〕
2	削除	第 2 種特別地域へ 振替	高雄山	兵庫県神戸市灘区 摩耶山町の一部	既に利用施設等が面的に整備され、今後も利用拠点としての機能が期待されるため、適切な利用の推進と快適な利用環境確保の観点から風致の保護水準に見合った地種区分に変更する。	△1 〔国 公 私 △1 0〕
3	削除	第 1 種特別地域へ 振替	有馬四十八 滝	兵庫県神戸市北区 有馬町の一部	区域線の明確化を図るため。	△2 〔国 公 私 △1 △1〕
変更部分面積計						△3 〔国 公 私 △2 △1〕
変更前特別保護地区面積						624 (596) 〔国 公 私 173 276 275〕
変更後特別保護地区面積						621 〔国 公 私 173 275 273〕

注) 既存の公園区域の面積は、GISソフトを用いて再計算した数値であり、括弧内は変更前の公園計画書に記載された数値である。

(イ) 第1種特別地域

第1種特別地域の区域の一部を次のとおり変更する。

(表 7 : 第1種特別地域変更表)

番号	区分	内容	名称	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
3	拡張	特別保護地区からの振替	六甲山	兵庫県神戸市北区 有馬町の一部	区域線の明確化を図るため。	2 〔国 0〕 〔公 1〕 〔私 1〕
4	拡張	特別地域の拡張	ロックガーデン	兵庫県芦屋市 奥山の一部	区域線の明確化を図るため。	1 〔国 0〕 〔公 1〕 〔私 0〕
5	削除	第2種特別地域へ振替	摩耶山	兵庫県神戸市灘区 摩耶山町の一部	既に利用施設等が面的に整備され、今後も利用拠点としての機能が期待されるため、適切な利用の推進と快適な利用環境確保の観点から風致の保護水準に見合った地種区分に変更する。	△15 〔国 △1〕 〔公 △10〕 〔私 △4〕
6	削除	第2種特別地域へ振替	摩耶山	兵庫県神戸市灘区 六甲山町中一里山、 東山の内西谷の各一部	区域線の明確化を図るため。	△7 〔国 0〕 〔公 △1〕 〔私 △6〕
7	削除	特別地域の縮小	摩耶山	兵庫県神戸市兵庫区 平野町の一部	区域線の明確化を図るため。	△4 〔国 △1〕 〔公 △2〕 〔私 △1〕
8	削除	特別地域の縮小	ロックガーデン	兵庫県芦屋市 奥山の一部	区域線の明確化を図るため。	△1 〔国 0〕 〔公 0〕 〔私 △1〕

番号	区分	内容	名称	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
					変更部分面積計	△24 〔 国 △2 〕 〔 公 △11 〕 〔 私 △11 〕
					変更前第1種特別地域面積	2,694 (2,680) 〔 国 377 〕 〔 公 1,586 〕 〔 私 731 〕
					変更後第1種特別地域面積	2,670 〔 国 375 〕 〔 公 1,575 〕 〔 私 720 〕

注) 既存の公園区域の面積は、GISソフトを用いて再計算した数値であり、括弧内は変更前の公園計画書に記載された数値である。

(ウ) 第2種特別地域

第2種特別地域の区域の一部を、次のとおり変更する。

(表 8：第2種特別地域変更表)

番号	区分	内容	名称	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
1	拡張	特別保護地区からの振替	摩耶山	兵庫県神戸市灘区 大石長峰山の一部	既に利用施設等が面的に整備され、今後も利用拠点としての機能が期待されるため、適切な利用の推進と快適な利用環境確保の観点から風致の保護水準に見合った地種区分に変更する。	0 〔国 公 私 0〕
2	拡張	特別保護地区からの振替	摩耶山	兵庫県神戸市灘区 摩耶山町の一部	既に利用施設等が面的に整備され、今後も利用拠点としての機能が期待されるため、適切な利用の推進と快適な利用環境確保の観点から風致の保護水準に見合った地種区分に変更する。	1 〔国 公 私 0〕
5	拡張	第1種特別地域からの振替	摩耶山	兵庫県神戸市灘区 摩耶山町の一部	既に利用施設等が面的に整備され、今後も利用拠点としての機能が期待されるため、適切な利用の推進と快適な利用環境確保の観点から風致の保護水準に見合った地種区分に変更する。	15 〔国 公 私 10 4〕
6	拡張	第1種特別地域からの振替	六甲山	兵庫県神戸市灘区 六甲山町中一里山、 東山の内西谷の各一部	区域線の明確化を図るため。	7 〔国 公 私 0 1 6〕
9	削除	特別地域の縮小	六甲山	兵庫県神戸市北区 山田町上谷上の一部	区域線の明確化を図るため。	△1 〔国 公 私 0 0 △1〕
10	削除	特別地域の縮小	六甲山	兵庫県神戸市北区 山田町上谷上の一部	区域線の明確化を図るため。	0 〔国 公 私 0 0 0〕

番号	区分	内容	名称	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
					変更部分面積計	22 〔国 1〕 〔公 12〕 〔私 9〕
					変更前第2種特別地域面積	3,541 (3,512) 〔国 303〕 〔公 392〕 〔私 2,846〕
					変更後第2種特別地域面積	3,563 〔国 304〕 〔公 404〕 〔私 2,855〕

注) 既存の公園区域の面積は、GISソフトを用いて再計算した数値であり、括弧内は変更前の公園計画書に記載された数値である。

イ 面積内訳

地域地区別土地所有別及び市町村別面積は次のとおりとなる。

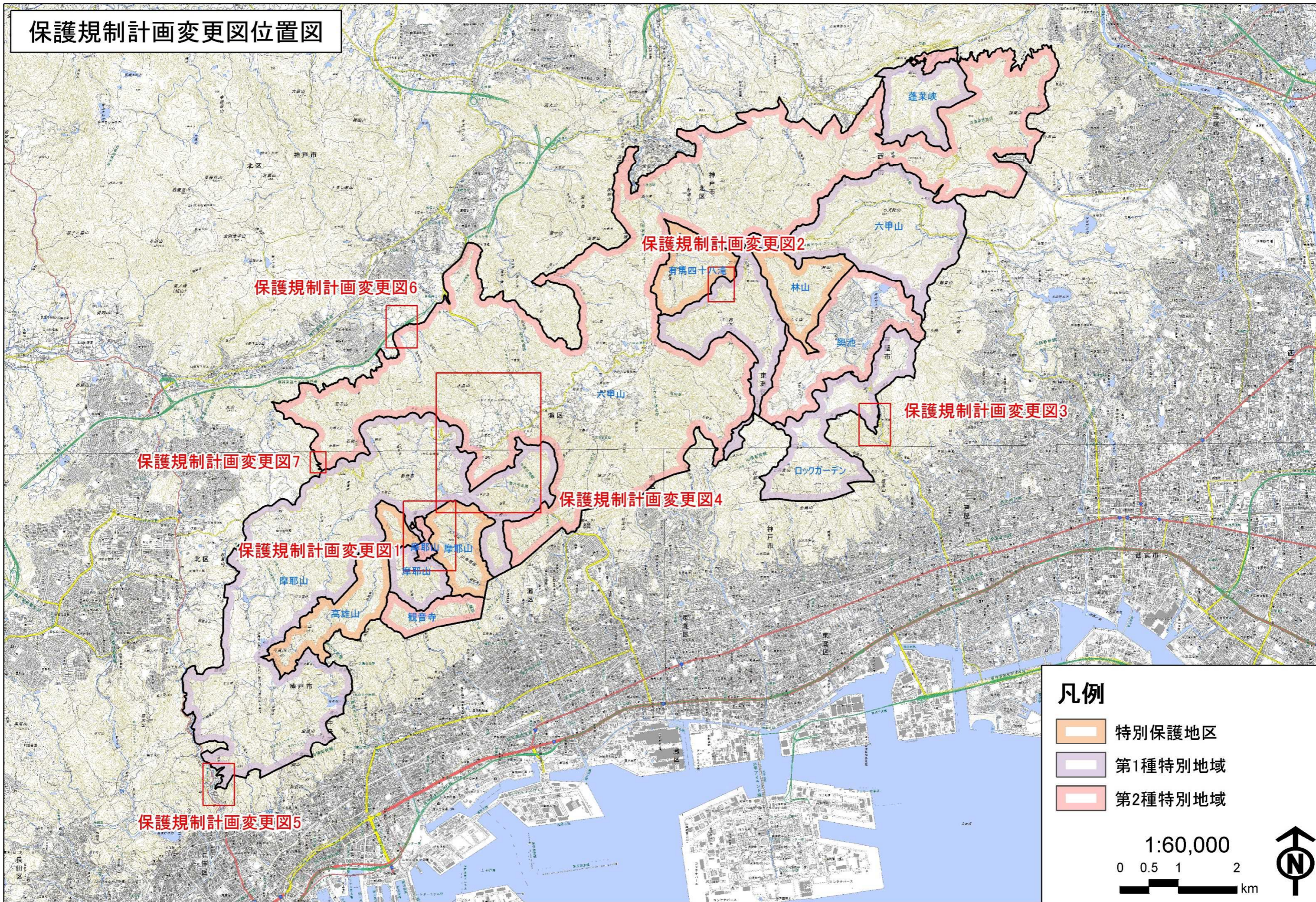
(表 9：地域地区別土地所有別面積総括表)

(単位：面積ha、比率%)

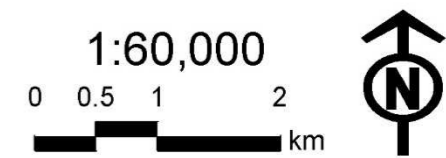
地域区分		特別地域											普通地域 (陸域)			合計 (陸域)			海域公園 地区	普通地域 (海域)	合計 (海域)				
		特別保護地区			第1種			第2種			第3種														
土地所有別		国	公	私	国	公	私	国	公	私	国	公	私	国	公	私	国	公	私						
兵 庫 県	土地所有別面積	173	275	173	375	1,575	720	304	404	2,855	0	0	0	0	0	0	852	2,254	3,748	0ヶ所	0 (0)	0 (0)			
	地種区分別面積 (比率)				2,670 (38.9)			3,563 (52.0)			0 (0)														
	地域地区別面積 (比率)	621 (9.1)												6,233 (90.9)											
	地域別面積 (比率)												6,854 (100)			0 (0)			6,854 (100)				0 (0)		
																合計(陸域・海域)			6,854						

注) 既存の公園区域の面積は、GISソフトを用いて再計算した数値による。

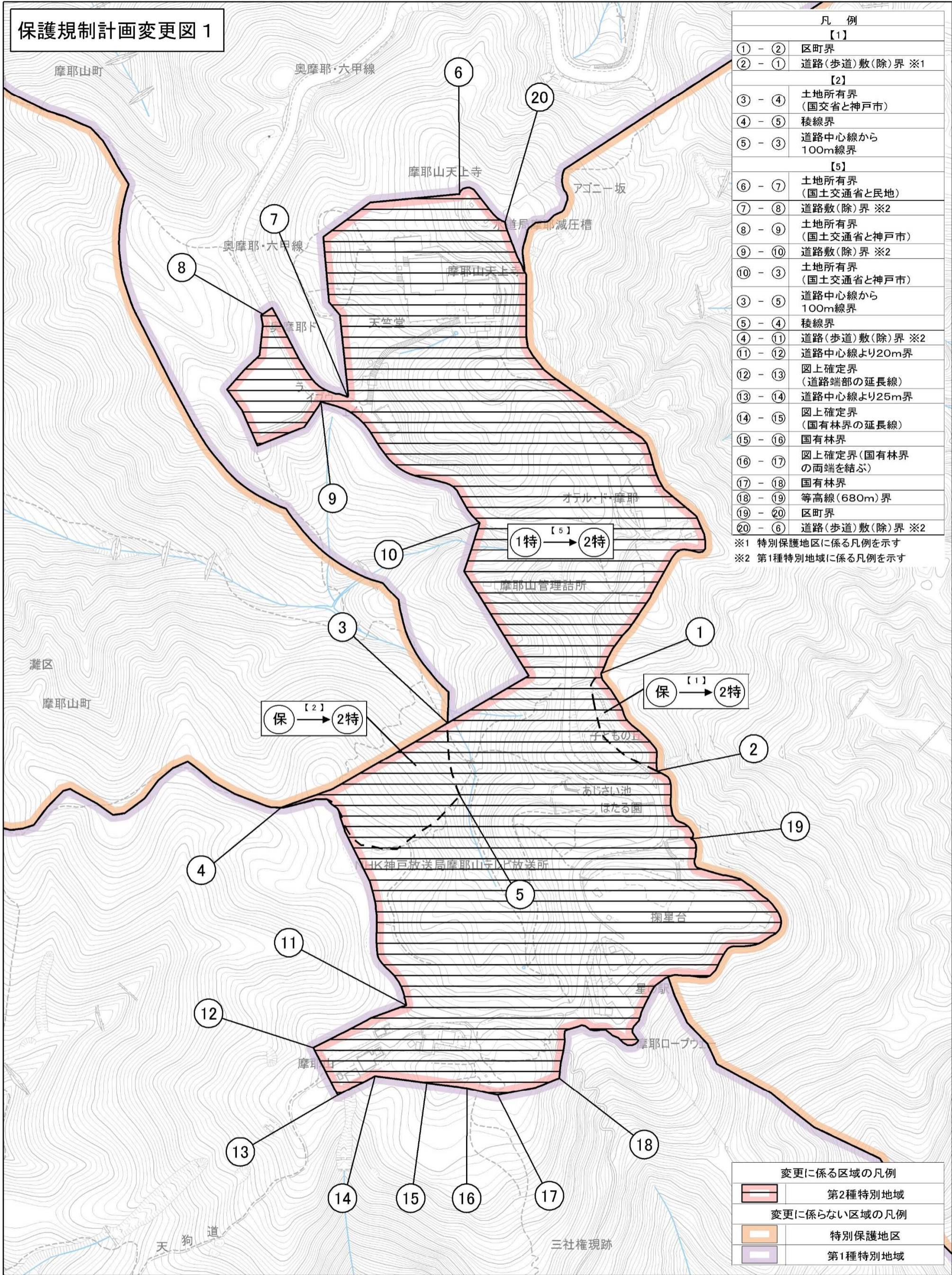
保護規制計画変更図位置図



- 凡例**
- 特別保護地区
 - 第1種特別地域
 - 第2種特別地域



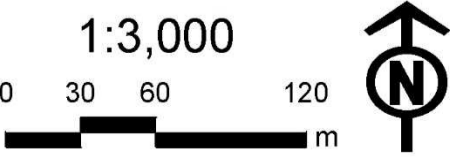
保護規制計画変更図 1



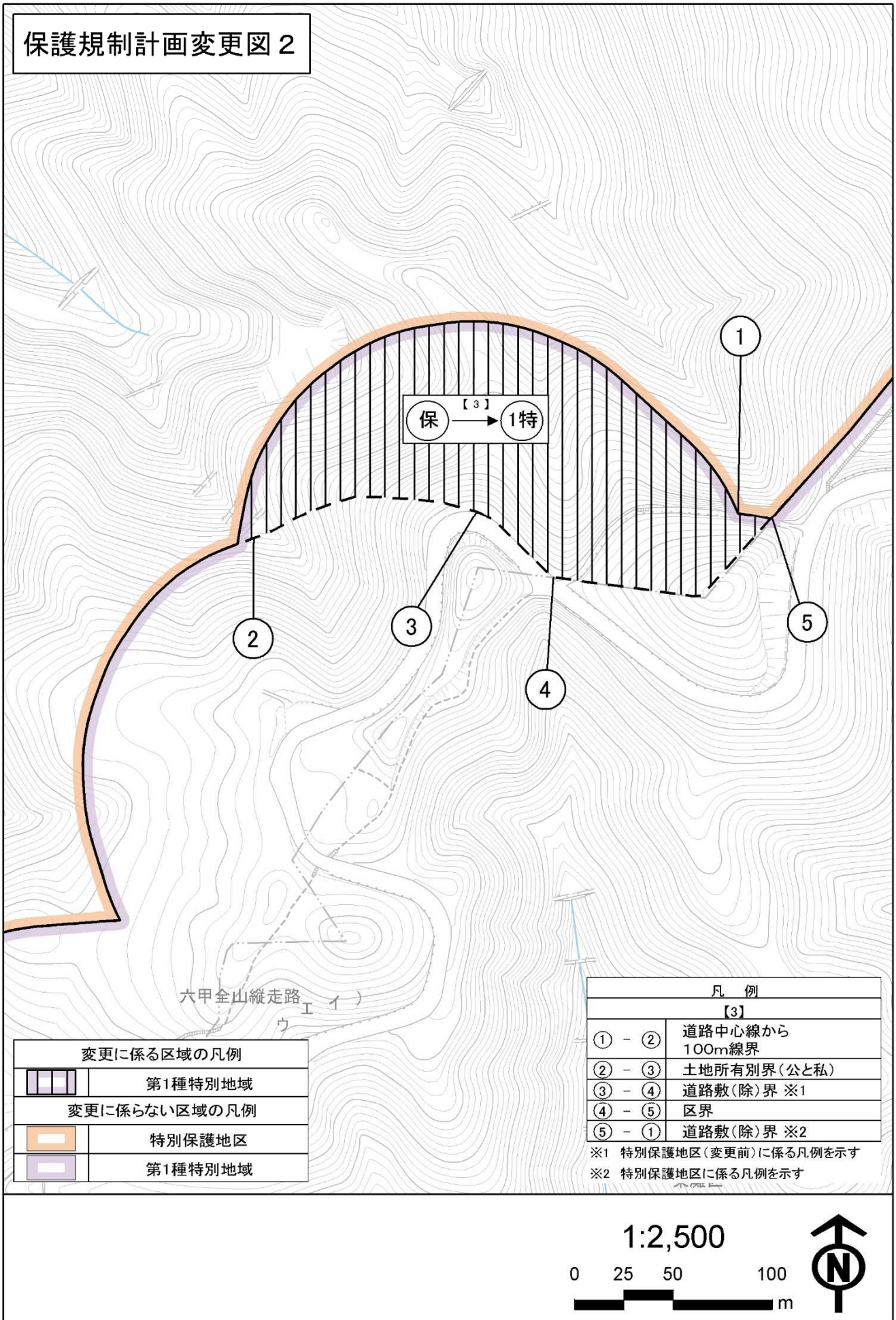
凡例	
【1】	
① - ②	区町界
② - ①	道路(歩道)敷(除)界 ※1
【2】	
③ - ④	土地所有界 (国交省と神戸市)
④ - ⑤	稜線界
⑤ - ③	道路中心線から 100m線界
【5】	
⑥ - ⑦	土地所有界 (国土交通省と民地)
⑦ - ⑧	道路敷(除)界 ※2
⑧ - ⑨	土地所有界 (国土交通省と神戸市)
⑨ - ⑩	道路敷(除)界 ※2
⑩ - ③	土地所有界 (国土交通省と神戸市)
③ - ⑤	道路中心線から 100m線界
⑤ - ④	稜線界
④ - ⑪	道路(歩道)敷(除)界 ※2
⑪ - ⑫	道路中心線より20m界
⑫ - ⑬	図上確定界 (道路端部の延長線)
⑬ - ⑭	道路中心線より25m界
⑭ - ⑮	図上確定界 (国有林界の延長線)
⑮ - ⑯	国有林界
⑯ - ⑰	図上確定界(国有林界 の両端を結ぶ)
⑰ - ⑱	国有林界
⑱ - ⑲	等高線(680m)界
⑲ - ⑲	区町界
⑲ - ⑲	道路(歩道)敷(除)界 ※2

※1 特別保護地区に係る凡例を示す
 ※2 第1種特別地域に係る凡例を示す

変更に係る区域の凡例	
	第2種特別地域
変更に係らない区域の凡例	
	特別保護地区
	第1種特別地域



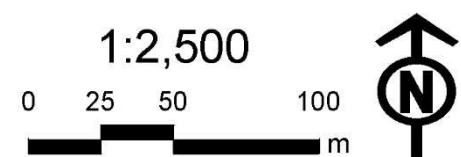
保護規制計画変更図 2



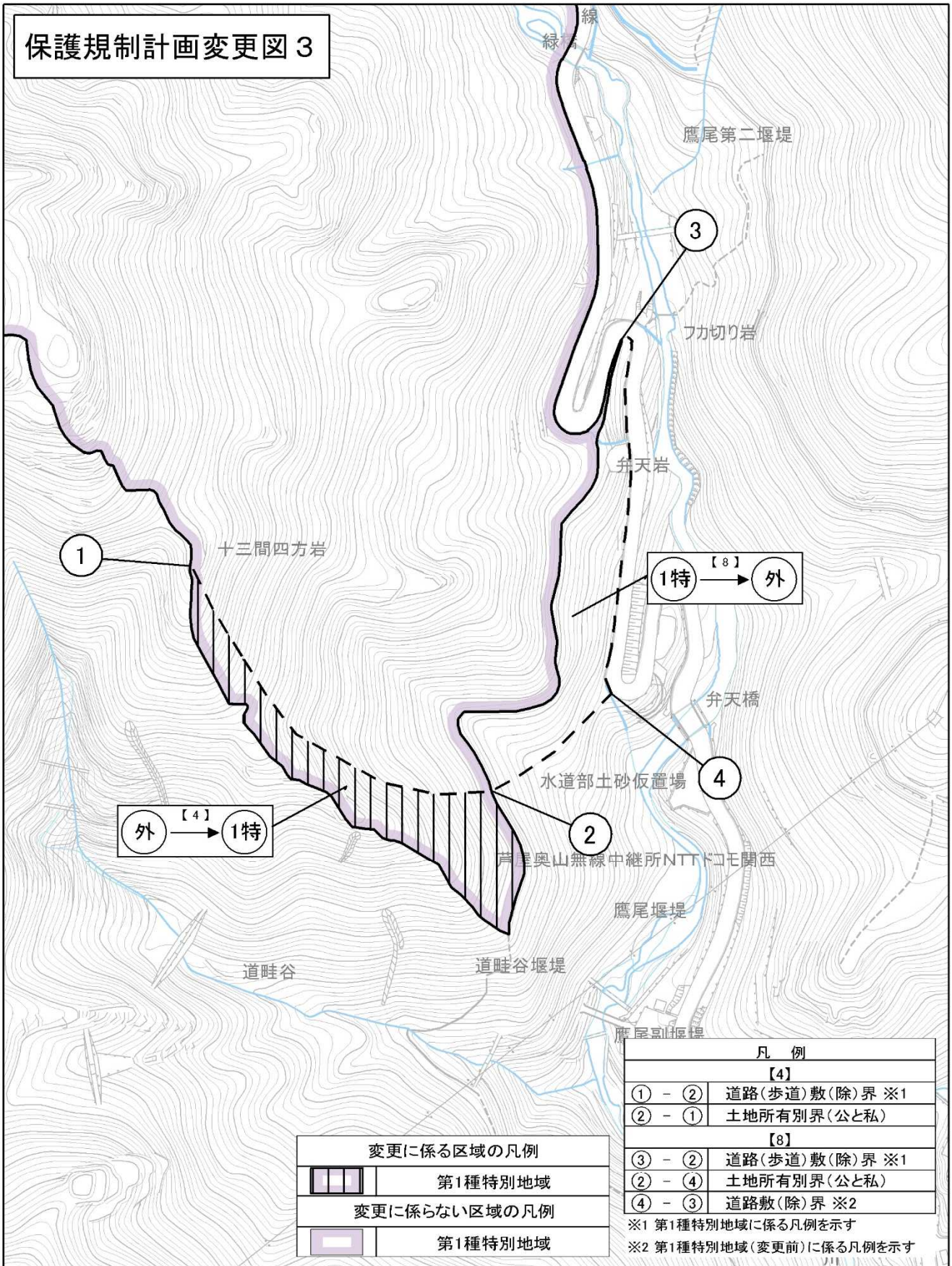
変更に係る区域の凡例	
	第1種特別地域
変更に係らない区域の凡例	
	特別保護地区
	第1種特別地域

凡 例	
【3】	
① - ②	道路中心線から100m線界
② - ③	土地所有別界(公と私)
③ - ④	道路敷(除)界 ※1
④ - ⑤	区界
⑤ - ①	道路敷(除)界 ※2

※1 特別保護地区(変更前)に係る凡例を示す
 ※2 特別保護地区に係る凡例を示す



保護規制計画変更図 3



変更に係る区域の凡例	
	第1種特別地域
変更に係らない区域の凡例	
	第1種特別地域

凡例	
【4】	
① - ②	道路(歩道)敷(除)界 ※1
② - ①	土地所有別界(公と私)
【8】	
③ - ②	道路(歩道)敷(除)界 ※1
② - ④	土地所有別界(公と私)
④ - ③	道路敷(除)界 ※2
※1 第1種特別地域に係る凡例を示す	
※2 第1種特別地域(変更前)に係る凡例を示す	

